

1. 概要

- (1) 内政では、ピネェラ大統領が大統領就任演説で掲げた5つの合意を具体化するための措置として、特別委員会を立ち上げた。また、3月のAdimark GfK社の世論調査が発表され、大統領支持率は49%であることが公表された。
- (2) 外交では、13日及び14日に開催された第8回米州サミット出席するため、ピネェラ大統領がペルーを訪問した他、25日から27日にかけてはアルゼンチン及びブラジルを訪問した。また、チリ及び他5か国による南米諸国連合（UNASUR）の参加停止が表明された。

2. 内政

(1) ピネェラ大統領による「5つの合意」に関する委員会設立

ピネェラ大統領は、大統領就任演説で掲げた5つの合意（①児童のための合意、②市民の安全のための合意、③全ての国民のための適切かつ質の高い健康・保健のための合意、④アラウカニアでの平和のための合意、⑤発展達成及び貧困撲滅のための合意）を具体化するため、議会における既存の委員会（外務委員会、財務委員会等）とは別に、大統領直下の特別委員会を立ち上げた。「ピ」大統領は、委員会のメンバー選出に際し、関係閣僚の他、与党・野党を問わず上院議員・下院議員から任命している。また、市民社会組織も委員会メンバーとして参加。委員会は通常週一回開催され、一定期間を経て、「ピ」大統領が掲げた合意を具体化するための方策に関する案を発表することになっている。5つの合意のうち、①4月2日に児童に関する委員会、②4月6日に（市民の）安全に関する委員会の2つが設立された。残りの委員会も順次設立されると予想される。

(2) Adimark GfK社の世論調査（3月）

5日、当地主要調査機関Adimark GfK社は3月の世論調査結果を発表したところ、概要以下のとおり。

●大統領（政権）支持率

支持：49%、不支持：25%

●所得階層別大統領（政権）支持率

富裕層：57%、中間層：47%、貧困層：48%

●大統領就任月における支持率の比較

第一次ピネェラ政権（2010年3月期調査）：60%

第二次バチェレ政権（2014年3月期調査）：55%

第二次ピネェラ政権（2018年3月期調査）：49%

(3) 対テロリスト法への修正案提出

5日、政府は対テロリスト法への修正案を上院に提出した。同修正案では、テロ行為と認められる範囲の拡大、集団に属さない個々のテロリストを対象として含めること等が含まれている。

(4) 性別に関するアイデンティティー権利の保護・認知法案に関する論争

4月、性別に関するアイデンティティーの権利認知及び保護に関する法案が上下両院合同委員会で協議されているが、同協議に注目が集まり争点化しているところ、概要は以下のとおり。2013年に上院に提出された同法案は、個々人の性に関するアイデンティティー決定に関する権利に関するものであり、生物学上の性別と自身が認識する性別アイデンティティーが異なる場合、所定の法的手続きを取ることによって自身の性別アイデンティティーに準じた性別に変更することを可能にする。法案審議の中で、昨今、この性別変更の権利を未成年にも認めるべきか否かで論争になっている。与党会派「Chile Vamos」の中でも保守の独立民主同盟党(UDI)は未成年(18歳未満)には同権利を認めるべきではないとし、政治発展党は14歳以上であれば同権利を認めるべきとしている。政府は、14歳以上であれば、両親の許可などを条件に同権利を認めても良いのではないかとの見解を示している。

(5) 新たな移民政策の発表

9日、ピネラ大統領は移民に関する法案への修正案を下院に提出し、またあわせビザに関する内務省政令を発したところ、概要は以下のとおり。

ピネラ大統領は移民に関する法案への修正案を提出。修正案は、新たに閣僚級での移民政策委員会を設置することや移民政策を主管する国家移民庁の設立(現在は、内務省の一部局が担当)等を盛り込みつつ、移民政策を整備することを目的としている。

あわせピネラ大統領は、内務省政令の形で新たな形式のビザの創設を含む方針を示した。まず、2018年4月23日以降、一時的就労ビザの発給を廃止し、以降は就労ビザについては新たな要件に沿って原則チリ国外で申請する必要があるものと定めた。あわせベネズエラ人向けのビザやハイチ人を対象としたビザ等、新たなビザを設けた。

3. 外交

(1) マイプの戦い200周年記念行事

5日、1818年のオヒギンス将軍とサン・マルティン将軍が共に戦ったマイプの戦い(チリのスペインからの独立を決定づけた戦い)200周年を記念して、モネダ宮殿で式典が執りおこなわれた。式典には、ピネラ大統領、アンプエロ外務大臣、アルゼンチンからはペニャ内閣官房長官やフォリー外務大臣他が出席した。

(2) 第8回米州サミットへのピネラ大統領出席

13日及び14日にペルーにて開催された第8回米州サミットに関し、チリ大統領府及び外務省

はプレスリリースを発売しているところ、概要は以下のとおり。なお、今回の米州サミットには、アンブレロ外務大臣及びモレノ社会開発大臣が同行した。

ア 米州サミットにおけるピニェラ大統領発言

ピニェラ大統領は、首脳会合において、シリアでの化学兵器使用に対して断固たる拒絶の意を表明し、暴力のエスカレートを止めるため慎重に行動することを求めた。また、「シリアでの紛争が地域的あるいはグローバルなレベルでの紛争に発展することを防ぐことが重要」とピニェラ大統領は述べた。ベネズエラ情勢については、ピニェラ大統領は、ベネズエラが経験している人道的危機の認知にマドゥーロ政権が消極的であることやベネズエラでの民主主義の欠如を批判し、同地域の他諸国は（ベネズエラにおける）民主主義の回復のために新たな行動を検討しているところだと述べた。

イ ピニェラ大統領のバイ会談

ピニェラ大統領は、米州サミットのマージンで、ペルー・カナダ・コロンビア・ブラジル・ハイチ・ジャマイカ及び米国とバイ会談を行った。米国との会談においては、ペンス米副大統領は、ベネズエラにおける民主主義（回復）に向けたチリの努力に謝意を表明した。

ウ アンブレロ外相のバイ会談

アンブレロ外相は、12日、閣僚級会合に出席したほか、ペルー・カナダ・コロンビアの外相と会談した。ペルーのポポリシオ外相との会談では、アンブレロ外相は、両国は関係の更なる深化を示しており、その点で新しいペルー政府とも一致している、と語った。また、アンブレロ外相は、太平洋同盟の枠組みで両国は協調していくことや、ペルーのOECD加盟に向けたチリの支持を述べた。

13日、アンブレロ外相はブラジル及びアルゼンチンの外相と会談した。アンブレロ外相は、2週間後に実施されるピニェラ大統領及びアンブレロ外相の亜・伯外遊について触れた。

その他、ベネズエラの議員であるルイス・フロリド氏やセルヒオ・ベルガラ氏、西半球分科会のメンバーである米国議員、ヒルダ欧州対外行動局（EEAS）局長やアルゲタ・ラテンアメリカ世界経済フォーラム局長ともそれぞれ会談した。

エ 太平洋同盟諸国及びカナダとの会合

ピニェラ大統領は、米州サミットの機会に、太平洋同盟諸国の首脳（ペルー・コロンビア・メキシコ）及びトルドー・カナダ首相との特別会合に出席し、一層の統合を進めるためのプロセスを加速させることで一致した。

(3) ピニェラ大統領の外遊

ピニェラ大統領は、25日から27日にかけてアルゼンチン及びブラジルを訪問したところ、チリ政府プレスリリースの概要は以下のとおり（アンブレロ外務大臣同行）。

ア アルゼンチン訪問

ピニェラ大統領はアルゼンチンを公式訪問し、26日にマクリ大統領と会談した会談では、貿易、エネルギー、移民、科学、観光、安全保障・防衛分野について意見交換が行われた。アルゼンチンはチリにとって6番目の貿易相手国で、2017年の二国間貿易総額は38億9400万米ドルに

達している。また、「ピ」大統領は、次の10年の間に発展を完了させ、貧困を撲滅させるために両国が共に協力していくべきと呼びかけた。

両首脳はあわせ下記の6つの覚書に署名した。さらに両首脳は15日以内に両国間の自由貿易協定をそれぞれの国会に提出することに合意した。

- ①直接投資や生産チェーン、グローバル・バリューチェーンに関するワーキング・グループの設置に関する覚書
- ②二国間貿易強化のための電子プラットフォーム設置に関する覚書
- ③天然ガス及び電力の輸送・輸出入・商業化に関する経済補完協定追加議定書
- ④電子署名証明に関する経済補完協定議定書
- ⑤クリエイティブ産業分野の協カメカニズムに関する覚書
- ⑥サイバーセキュリティ・サイバー犯罪・サイバー防衛分野における協力に関する覚書

両国は共同コミュニケを発出し、本年8月の二国間政府会合の実施や本年第二四半期での外務・防衛2+2協議メカニズムの実施を含めた両国間協議の実施スケジュールについて発表した。地域関係においては両大洋間回廊の実現の重要性やメルコスールと太平洋同盟の接近及び対話の深化を約束した。太平洋同盟については、ピニェラ大統領はアルゼンチンが現状のオブザーバー国から更にカテゴリーを変更し、より積極的に参加することに関心を示した。

加えて、別途、ベネズエラ情勢に関する共同コミュニケを発出し、同コミュニケの中で、両国はベネズエラにおける民主主義の回復のためはたらきかけていくことを確認し、自由で公平な大統領選挙の実施、組織的な人権侵害をやめること等と呼びかけた。また、ベネズエラ人の亡命者数増加に関して深い懸念を表明するとともに、国際機関に対して迅速な支援を提供すると呼びかけ、両国は亡命を余儀なくされたベネズエラ人の両国における定住を歓迎することを表明した。

アルゼンチン訪問中に、企業関係者とのワーキング・ブレックファスト、サン・マルティン将軍のモニュメントでの献花、ブエノスアイレス在住チリ人との会合、バルガス・ジョサ・ノーベル文学賞受賞作家の自由財団30周年記念会合への出席、ブエノスアイレスで開催された国際ブックフェアのチリ・スタンドへの訪問等が実施された。

イ ブラジル訪問

27日、ピニェラ大統領はブラジルを国賓訪問し、テメル大統領と会談した。会談で、両首脳は両国間の貿易を深化させることについて一致するとともに、文化・科学・教育、サービスにおいても協力していくことで合意した。ブラジルはチリにとって三番目の貿易相手国で、2017年の両国貿易額は90億ドルに達した。また、ブラジルにとってチリは南米における2番目の貿易相手国。また、ブラジルはチリの最大の海外投資先であり、300億ドル以上の投資がなされている。また、8月における外務・防衛の2+2協議メカニズムの実施についても合意した。

あわせ両首脳は自由貿易協定交渉の開始を発表した。本年中には同協定交渉を終えることが期待される。また、両首脳は、両国間の公共調達促進に関する議定書及び金融サービス投資に関する議定書に署名した。

両国は共同声明を発表した。声明では二国間協力の他、ブラジルのOECD加盟申請に対するチリの支持、安保理改革の重要性、チリ及びブラジルの安保理非常任理事国立候補に関する相互支持

(チリは2029-2030年、伯は2022-2023年の期間)、ブラジルの安保理常任理事国入りに対するチリの支持が確認された。また、ベネズエラにおける民主主義回復に両国が貢献していくことについて確認し、自由で公平な大統領選挙の実施、組織的な人権侵害をやめること等を呼びかけた。加えて、両国は韓国と北朝鮮の南北首脳会談という歴史的会談が実施されたことについて満足の意を表明した。

(4) アンブレロ外務大臣の外遊

ア 伯訪問

18日、アンブレロ外務大臣はブラジルを訪問し、メネズ外相と会談を行った。同会談では、今月27日に予定されているピニェラ大統領の同国訪問、2+2協議メカニズム(両国の外相及び国防大臣で構成)、政策対話の実現、更にこれらの統合メカニズムの維持の重要性、南極、文化協力、ベネズエラ情勢など様々な分野について協議が行われた。また、会談の重要なテーマとして、両大洋間回廊(ブラジルの港~チリ北部の港)が取り上げられた。

「ア」外務大臣は、ブラジルは南米の中でチリの第一の投資先国であり、両国の関係を引き続き促進・拡大し、チャンスを見つけ出すための大きな可能性がまだある、と述べた。また、「ア」外相は、チリはブラジルのOECD加盟を支持することを発表し、ブラジルが太平洋同盟とメルコスールとの間の接近において主導的役割を果たし続けることに対し関心を表明した。

イ パラグアイ訪問

20日、チリ外務省は、アンブレロ外務大臣がパラグアイを公式訪問し、ロイサガ・パラグアイ外相と会談を行った旨プレスリリースを発売した。プレスリリースでは、同会談において両外相が、広範な二国間アジェンダを推進することについて一致し、経済貿易協議会、政策対話、防衛ワーキンググループなどの協議メカニズムの他、両国の保税倉庫やフリーゾーンの運営について進めることを目的とするハイレベル協議会の日程を設定することに合意した。さらに、両外相は、太平洋同盟とメルコスールとの間の連携を強化するために共に取り組むことに合意した。

(5) チリ及び5か国による南米諸国連合参加停止表明

21日付及び25日付当地主要紙は、チリ及び他5か国による南米諸国連合(UNASUR)の参加停止表明について報じた。

ア 21日付当地主要紙「エル・メルクリオ」及び「ラ・テルセラ」

ボリビアが南米諸国連合(UNASUR)議長国に就任した矢先、加盟国のうち、亜、伯、チリ、コロンビア、パラグアイ及びペルーの6カ国は、南米諸国連合への無期限参加停止を決定した旨の書簡をワナクニ・ボリビア外務大臣宛に送付した。書簡によれば、これは2016年からの事務局長不在という同組織の状況を解決する緊急の必要性が存在することに鑑みた決定であるとした。この参加停止の決定は、今後数週間以内に、同組織が適切に機能することを保証するような具体的な結果が得られない限り続くとされている。

イ 25日付当地主要紙「エル・メルクリオ」

24日付の「エル・メルクリオ」にて掲載されたマクリ・アルゼンチン大統領のインタビューに

において、マクリ大統領はUNASURに言及し、「UNASURはこれまでポジティブな側面や効率的、建設的なところを示してきていない」と述べた。こうした中、チリ上下両院外務委員会はチリ政府のUNASUR参加停止の決定を支持すると表明した。議員からは、UNASURは一時は将来性のある良い枠組みと思われていたが、実際には二年以上も事務局長を任命することができずにいるのが現状だ等の声が聞かれた。

(6) チリ外務省声明

ア パレスチナ自治区ガザでのデモにおける暴力行為に対する非難声明

3日、チリ外務省は、パレスチナ自治区ガザにおける「土地の日」に関するデモへの参加者へのイスラエル軍の攻撃を非難する声明を発出した。チリ政府は、パレスチナ自治区ガザでの「土地の日」に関するデモの際におこった暴力行為について遺憾の意を表明するとともに、いかなる暴力への扇動、イスラエル政府による不適切な武力の行使に対する拒絶の意を表明した。チリ政府は、パレスチナ人の独立国家建設のための権利を認識しつつ、国際的に認知され確立された国境内において平和裡に国家として存続するイスラエルの権利を保障する形で両国家間の解決策を見いだすための対話に対して、支援を続ける旨を述べた。

イ リマグループ共同声明

6日、チリ外務省は、ベネズエラ・パナマ情勢に関し「リマグループ共同声明」と題するプレスリリースを発出した。声明の中で、リマグループ（亜、伯、加、チリ、コロンビア、コスタリカ、ホンジュラス、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びペルー）は、ベネズエラが、先日パナマによって公表されたベネズエラ・ハイリスク・リストへの報復として講じたパナマ当局及び企業に対する措置に関し、パナマへの支援を表明した。

ウ シリアにおける化学兵器使用の疑いに対する懸念表明

10日、チリ外務省は、シリアにおける化学兵器使用の疑いに対する懸念表明を発出した。その中で、チリ政府は、4月7日にシリア・アラブ共和国のドウマにおいて負傷者や死傷者を出した攻撃に際して化学兵器使用の疑いがあるとの報告に関し、深い懸念を表明するとともに、いかなる状況下にあっても、また誰による使用であっても化学兵器の使用に対し、非難すると表明した。また、14日、上記シリア情勢に関し、更に強い表現での非難声明が発出されるとともに、シリアでの危機が暴力のエスカレートを引き起こすことにならないよう最大限の慎重さを持って行動するように呼びかけた。

エ コロンビアにおける爆弾テロに対する非難声明

13日、チリ外務省は、4月11日にコロンビアのウラバ、サンペドロ市で8名の警官を死に至らしめた爆弾テロに対する非難声明を発出した。

オ エクアドル人記者殺害に関する弔意表明

13日、チリ外務省は、エクアドル・コロンビア国境付近で活動していたエクアドル人記者の誘拐及び殺害について声明を発表し、弔意と連帯の意を表明した。

カ コロンビア政府とELNの和平交渉の次期会合開催国の申し出

20日、チリ外務省は、コロンビア政府とELNの和平交渉の次期会合の開催国となる用意があ

る旨、プレスリリースにて発表した。声明の中で、チリ政府はコロンビアに対し、コロンビア政府とE L Nの和平交渉の次期会合の開催国となることを申し出た旨を述べるとともに、この申し出は、先日のエクアドルの和平交渉における保証国及び開催国としての参加を辞するという決定や交渉初期からのチリの保証国としての役割を考慮した上での判断であることを示した。

キ ニカラグアにおける暴動に対する声明

22日、チリ外務省は、ニカラグアにおける暴動に関する声明をプレスリリースにおいて発出したところ、その内容は以下のとおり。

アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、チリ、パラグアイ及びペルーの各政府は、ニカラグアで発生した多数の死傷者を出した暴動に対して懸念及び遺憾の意を表明する。同様に犠牲者とその家族に哀悼と連帯の意を表明する。

また、各方面に対して暴力的行動を中止するよう緊急的に求める。特に、治安部隊に対しては、過度な対応や暴動の激化を避けるため、最大の慎重さを持って対応すること、そして、この危機的な状況を乗り越えるために、対話や平和を再構築するための環境を整えていくことを求める。

ク パラグアイ大統領選に関する祝意声明

22日、チリ外務省は、同日に実施されたパラグアイ大統領選挙に関する祝意声明を発表した。声明では、チリ政府は、大統領選挙におけるマリオ・アブド・ベニテス候補の勝利を祝福するとともに、この選挙が正常かつ民主的に行われたことについて、パラグアイ政府及び市民への祝意を表明した。

ケ 南北首脳会談に係る声明

27日、チリ外務省は、チリ政府が南北首脳会談に係る声明を発表した旨プレスリリースを発出した。声明では、チリ政府は、27日に板前店で実施された北朝鮮と韓国の南北首脳会談が約11年ぶりに開催されたことについて、満足の意を表するとともに、完全で実証可能且つ不可逆的な方法により、朝鮮半島における非核化を達成するという目標を一貫して支持している旨を表明した。

コ ベネズエラ情勢に関する懸念表明

30日、チリ外務省は、ベネズエラ最高裁判所判事の家族の住居が家宅搜索された件に関し懸念を表明するとのプレスリリースを発出した。家宅捜査を受けた判事のうち1名は、在ベネズエラ・チリ大使館の庇護下におかれた後に2017年10月にチリへの政治亡命が認められたエレニス・デル・バジェ・ロドリゲス氏である。